

#### 4 補助対象経費（税抜額（「消費税及び地方消費税額」を除いた額））

- ・事業の実施に直接必要な次の表に掲げる経費とし、予算成立日（第1次募集分は令和4年3月1日（火））以降に実施し、実績報告提出期限（第1次募集分は同年12月23日（金））までに支払いが完了する経費を対象とします。
- ・設備・備品の導入、工事等は、原則として県内事業者（県内に主たる事務所又は事業所を有するもの（＝本社登記が県内））への発注を条件とします（特別枠③「DX」を除く）。  
通販で購入する場合でも、販売者が県内事業者であることが条件です。  
ただし、事業の実施にあたって、県内事業者からの調達が困難な備品・設備等の導入について、県外事業者への発注を要する場合は、その理由を明記した書類（任意様式）の提出により審査で認められる場合があります。
- ・発注（委託）先の選定にあたっては、1件の発注（委託）ごとに、見積り徴取を行ってください。  
この場合、経済性の観点から、10万円以上の工事の発注、設備、備品の導入（PC又はタブレット端末等汎用性の高い備品については金額を問わず）は、複数者から見積りを徴取してください。  
発注する事業内容の性質上、複数者からの見積りが困難な場合、該当する事業者1社から見積り聴取を行い契約先とすることができます。  
この場合、その理由を明記した書類（任意様式）の提出が必要です。
- ・上記以外の経費（旅費や使用料など）については、積算根拠を確認できる書類（見積書やカタログ写しなど）を必ず添付してください。